8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要支援1（ 182 単位） 要支援2（ 311 単位）	×70／100		－18単位 －31単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき 58単位）		×70／100											1日につき＋20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援2である者に限る。） 3,355単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,504単位 ・要支援2 3,084単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 （介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算が可能） ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号訪問事業」）によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号通所事業」）によるもの」がある。

ハ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）	
ニ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)の90／100）	
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)の80／100）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×12／1000）	

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及び委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のうち指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費（現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）